

障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービス一覧

※印のサービスは、サービス提供事業所が市内にはありません。

介護給付

サービス名	内 容
居宅介護 (ヘルパー派遣)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。家事援助、身体介護、通院介助、通院等乗降介助のサービス種別があります。
重度訪問介護 (ヘルパー派遣)	重度の肢体不自由又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難がある方であって、常に介護を必要とする方に、自宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動支援を総合的に行います。
同行援護 (ヘルパー派遣)	視覚障害により移動困難な方に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の外出時に必要な支援を行います。
行動援護 (ヘルパー派遣)	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する方に、介助や外出時の移動の支援などを行います。
重度障害者等 包括支援 ※	常時介護を要する方で特に介護の必要な程度が高いと認められた方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
短期入所	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。福祉型と医療型があります。
療養介護	医療を必要とし常に介護を必要とする方に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護が必要な方に、主に日中に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。
施設入所支援 ※	施設に入所している方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

訓練等給付

サービス名	内 容
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活ができるよう、一定の期間、必要な訓練を行います。身体機能向上のための機能訓練、生活能力向上のための生活訓練があります。生活訓練には通所型と宿泊型があります。
就労継続支援A型	企業等に就労することが困難な方に、雇用契約に基づき、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援B型	企業等に就労することが困難な方に、雇用契約は結ばず、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力を向上させる訓練や、適性にあった職場開拓、職場定着のために必要な支援を行います。
就労定着支援 ※	生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就労した方に、就労の継続を図るために必要な支援を行います。
自立生活援助 ※	施設等から地域移行した方に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、自立した日常生活を営むための必要な援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、共同生活を営む住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を行います。

相談支援

サービス名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスの支給決定を受ける場合または変更する場合に、サービス利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証（モニタリング）を行い計画の見直しを行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の支給決定を受ける場合または変更する場合に、サービス利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証（モニタリング）を行い計画の見直しを行います。
地域移行支援	施設入所者または精神科病院に入院している方が地域移行をするために、住居の確保や事業所への同行等の支援を行います。
地域定着支援	居家で单身等の地域生活が不安定な障害のある方に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態に訪問等をして支援を行います。

障害児通所支援

サービス名	内 容
児童発達支援	障害のある児童に対し、施設において、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援 ※	医療的なケアが必要な障害のある児童に対し、施設において、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を行います。
居宅訪問型児童発達支援 ※	外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
放課後等デイサービス	学校就学中の障害のある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練や創作的活動、地域交流の機会の提供等を行います。
保育所等訪問支援 ※	保育所等に通う障害のある児童について、通い先の施設を訪問し、障害のある児童及び保育所等の職員に対し、集団生活への適応のための専門的な支援その他の指導等を行います。

地域生活支援事業

市が実施主体となって行う事業です。市によって内容や方法が異なります。

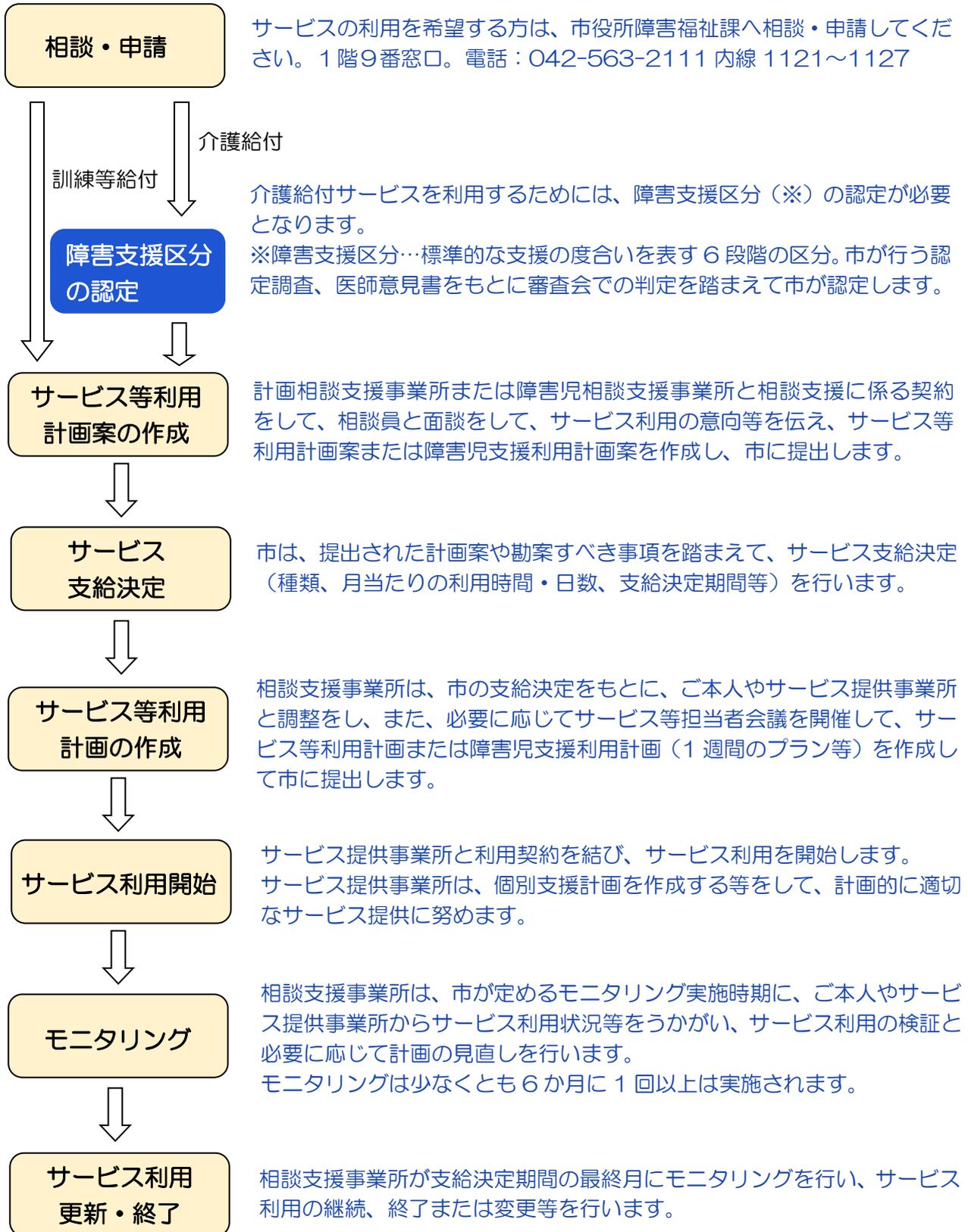
サービス名	内 容
移動支援	屋外での移動が困難な障害のある方が、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際に、移動を支援します。
日中一時支援	障害のある人に対し、施設において日中一時的に排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

その他

在宅の医療は、医師の指示により、医療保険により実施されます。

サービス名	内 容
訪問看護	居宅を看護師が訪問し、医師の指示に基づく医療処置、医療機器の管理等を行います。

障害福祉サービス 利用の流れ



※地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援）のみの利用の場合は、サービス等利用計画は必要ありません。

障害福祉サービス 利用者負担のしくみ

障害福祉サービスを利用した場合、原則として給付費(サービス費)の1割を負担します。その負担は所得等に配慮した負担(応能負担)とされています。

ひと月ごとの利用者負担上限額

世帯の所得に応じて4つの区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービスの量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

障害者の利用者負担上限額

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割額16万円未満) ※入所施設利用者(20歳以上、グループホーム利用者を除く。)	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

障害児の利用者負担額

区分	世帯の収入状況	負担上限月額	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割額28万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外	37,200円	

所得を判断する世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設入所の18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設入所の18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

その他の負担軽減

●グループホームの家賃助成

市町村民税非課税の方には、月額1万円を上限に補足給付をします(国制度)。その他東京都制度としての家賃助成、施設借上費助成があります。

●高額障害福祉サービス費

世帯で障害者総合支援法の障害福祉サービス負担額と介護保険の負担額、児童福祉法のサービス負担額を合算して基準額を超える場合、高額障害福祉サービス費が支給されます。本市では、地域生活支援事業(移動支援、日中一時支援)の負担額との合算も行います。